

平成 22 年度第 3 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 22 年 6 月 29 日 (火)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 22 年 6 月 29 日(火) 午前 10 時 00 分	
	議 長	会長 笠 井 守	
	閉 会	平成 22 年 6 月 29 日(火) 午前 11 時 20 分	
	議 長	会長 笠 井 守	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9 名 欠席 2 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	荒 瀬 誠	○
	2	利 木 正 春	●
	3	鈴 木 忠 和	○
	4	鹿 野 誠 一	○
	5	山 本 俊 栄	○
	6	佐 藤 博 幸	○
	7	奥 山 稔	○
	8	長 能 光 博	○
	9	後 藤 忍	●
	10	宍 戸 栄 一	○
	11	笠 井 守	○
議事録署名委員	議席番号 8 番 長 能 光 博 10 番 宍 戸 栄 一		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	四十物 勇	
	総務係長	杉 澤 公 也	
	総務係主査	岩 花 英 樹	

平成22年度第3回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、9名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年度第3回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

8番 長 能 光 博 君

10番 穴 戸 栄 一 君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

当該案件については、所有権移転と利用権設定の案件がありますが、一括で審議を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申しあげます。

まず、所有権移転の案件より説明申しあげます。

所有権移転総括表をご覧ください。

1件目は、 から に移転するものです。2件目は、 から に移転するものです。3件目は、 から に移転するものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

続きまして、利用権設定の案件について説明申しあげます。

利用権設定総括表をご覧ください。

1件目は、 から に貸し付けるものです。2件目は、 から に貸し付けるものです。3件目は、 から に貸し付けるものです。4件目は から に貸し付けるものです。

なお、1件目の案件ですが、当初、 が借りておりましたが、この度、貸借借期限が到来し、かつ、 が離農することとなり、借受者が に変更となったところです。

2件目以降ですが、この度、貸借借期限が到来し、更新するものとなって

おります。条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。
以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

奥山 の案件について、利用集積で問題はないのか？

事務局 所有権移転の案件と利用権設定の案件については、続き地となっておりますまして、面積も約 60ha あり、面的に一つのまとまりとなっておりますので集積で問題ないと考えております。

荒瀬 聞く話によると相対での取引の要素が強く感じ取れるがどうなのか。

佐藤 組合に相談に来た時には、もうすでに が に売買するという話で決まった状態であり、所有者がそのように意思表示をしている以上この案件については、法令上問題が無いので、このまま所有権移転をするしかないと思う。

また、 と には、地元でも農地が足りなく困っている農業者もいるので、今後、水面下で話を進めるのではなく、農協や農業委員会に相談いただきたい旨を申し述べているので、今後そのように対応してもらうことを期待している。

事務局 所有者が不明な場合は別ですが、この度、 は何度か事務局や農協に相談に来ていたが、あつせんを希望する様子は全く見受けられなかった。所有者があつせんを希望しないのに無理矢理あつせんに持っていくことは不可能な状況です。農地を求めている農業者の方々の気持ちもわかりますが、今回は、特に法令上問題の無い取引なので、総会の案件として上程したところです。

荒瀬 今回は、色々事情を聴いたうえで、いたしかたない部分もあると思うが、
今後は、我々農業委員も離農者が出た場合は、あつせんに持って行けるよう、活動しなければならない。

議長 他に質問ありませんか。

佐藤 の案件について、以前競売で農地が無い旨聞いているが、問題は無いのか。

事務局 この案件は、宍戸職務代理が仲介した案件でありまして、確かに以前競売で大方の農地は他の者に渡っておりますが、自分の農地も、約 1.6ha あり、今回約 3.5ha を新たに所有するという事なので農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定には抵触しないと判断しております。

宍戸 この土地については、 の敷地の隣接地で、 以外使用できない状態となっております。また、競売で売却となった土地については、現在所有権のある青森県の農業生産法人から買い戻したいような話も聞いておりますが、先代の社長が亡くなったこともあり、話が進んでいないようだ。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第3条による許可申請について」ご説明申し上げます。

農地法第3条総括表に基づき説明申し上げます。

今回の案件は、全て賃貸借の案件となっております。

1件目は、 から に貸し付けるものです。2件目は、 から に貸し付けるものです。3件目は、 から に貸し付けるものです。これらは、新規の案件となっております。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第3号「農地法第5条による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回は2件の案件がありますが、1件目の案件よりご説明申し上げます。

1件目の案件ですが、別記第4号様式 意見書の書式をご覧ください。

貸主は となっております。借主については、

となっております。土地については、字サラキシ 番 他4筆となっております。転用面積については、17,052㎡となっております。転用目的は砂利採取で、工期は平成22年許可日より平成23年7月19日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

2件目の案件ですが、別記第4号様式 意見書の書式をご覧ください。

貸主は、 となっております。借主については、
 となっております。土地については、字サラキシ 番 他2筆と
 なっており、転用面積については、2,136 m²となっております。転用目的は
 砂利採取で工期は平成22年許可日より平成23年4月22日となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。一時転用であり
 復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力につい
 ては、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。
 その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見として、許可相当としております。

なお、当該案件については、平成22年5月26日開催の第2回農業委員
 会総会で変更の案件として審議いただいておりましたが、総会終了後、北
 海道留萌振興局（旧北海道留萌支庁）に進達したところ、以前に許可権者
 より許可を得た土地であっても面積の拡大が生じる場合は、変更ではなく、
 改めて、新規での許可申請が必要である旨指摘を受け、今回の案件となっ
 たところです。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございません
 か。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、
 これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会といたします。

平成22年6月29日

署名委員

(8 番) 長 能 光 博 ㊟

(10 番) 穴 戸 栄 一 ㊟